

「エチプロール」、「ノバルロン」及び「ピリダリル」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

## 1．経緯

平成15年10月23日付で農林水産省より、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、連絡のあった「エチプロール」、「ノバルロン」及び「ピリダリル」について、食品衛生法第7条の2の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に則り、10月29日付で食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

## 2．各品目の概要

### （1）エチプロール

本薬は、フェニルピラゾール系殺虫剤であり、稲への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、米国、EU、加、豪州では登録されていない。

### （2）ノバルロン

本薬は、ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤であり、きゃべつ、なすへの適用が申請されている。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、豪州等で食用農作物に登録がなされている。

### （3）ピリダリル

本薬は、フェニル誘導体の構造を有する殺虫剤であり、きゃべつ、はくさい、だいこんへの適用が申請されている。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、米国、EU、豪州等で野菜類を対象に開発が行われている。

## 3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「エチプロール」、「ノバルロン」及び「ピリダリル」の3品目の食品中の残留基準設定について検討する。